

本妙寺由來記全

165
654

020160-000-4

特16-654

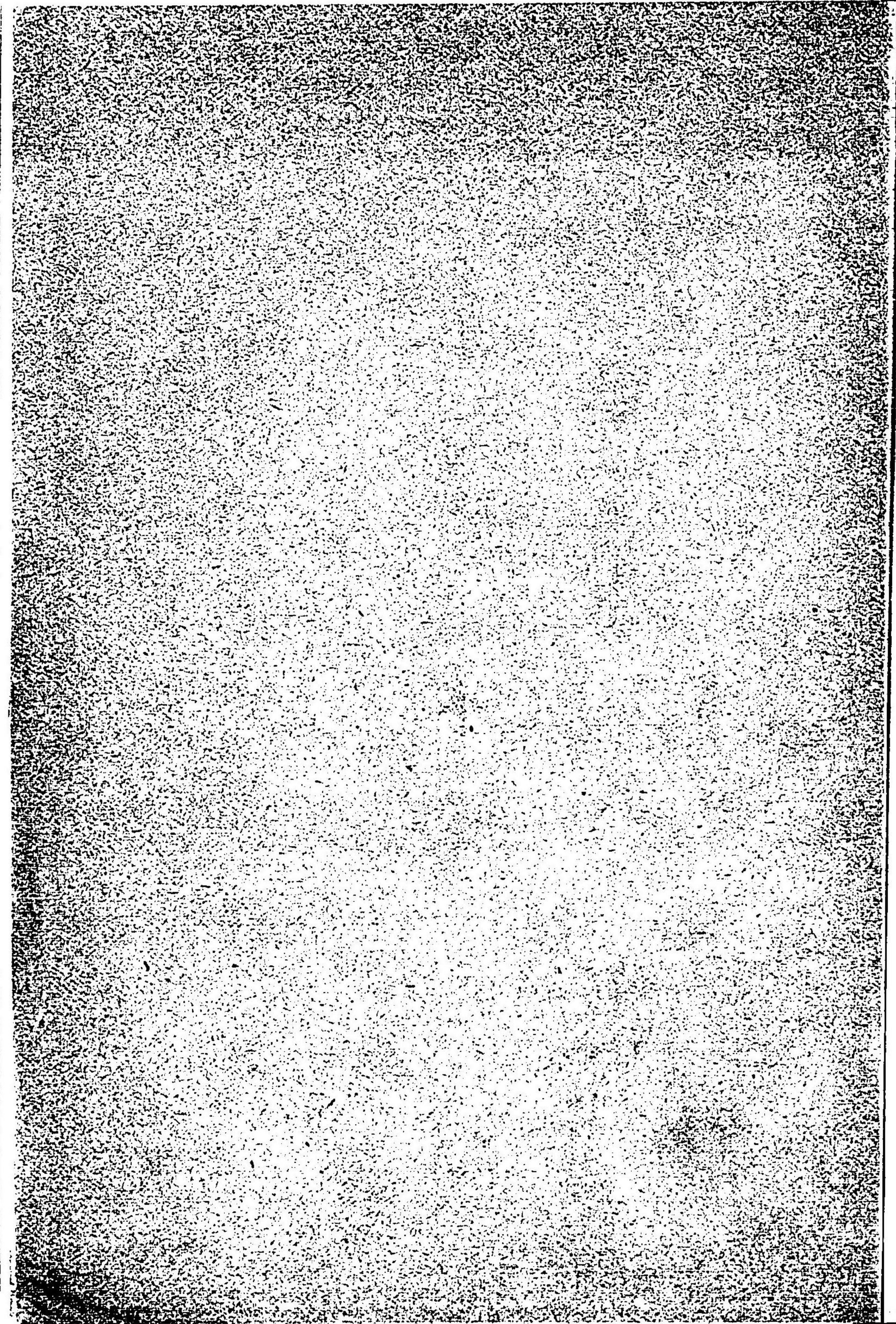
本妙寺由來記

小山 武敬/著

M27.5

ABH-0375





本
地
會
館
新
館
全

發星山 妙寺 全景



靈廟

廟門

本堂

塔頭

黒門

蓮池

熊木道

牧崎

津留

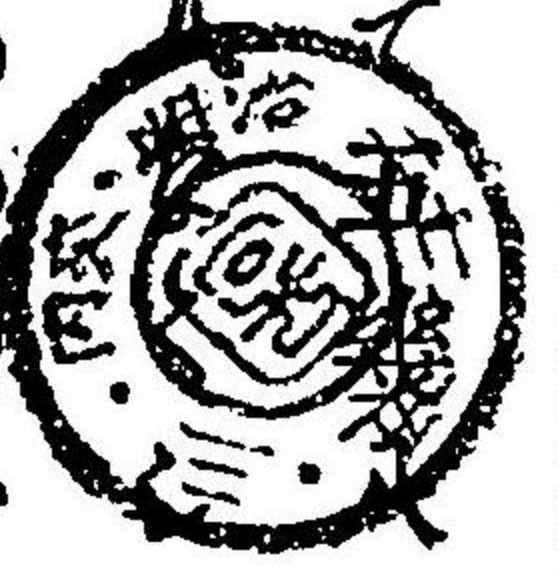
池田停車場

踏切

國道筋

山石

抑發星山本妙寺は熊本縣下唯一の靈場よ
道乃隈より遠くは異域の果までも知らぬ
らぬひの筑紫に杖を曳く人はおもひ詣てぬもの
忘然れとも山内宏ぬして靈場名區の跡多く適に詣て
し人々の訪ねこひつゝ憾を遺して山を下るも亦た
あらし斯る人々のたえにもと茲に當山草創の濫觴よ
り山内の名勝靈地寺寶の品々たよひ清正公由縁の墳
墓參詣乃順路をはため當山の縁起に係る事柄は細大
漏さそ書綴り由來記てよ名詞を冠らせ冊子とあはし
こよ詣てむ人々の道の榮とそをし侍りぬ



明治廿七年四月

識者誌白

本妙寺由來記

●本妙寺建立の濫觴

肥後國飽田郡花園村なる發星山本妙寺と云ふは、前の國守加藤肥後守清正公の建立にして、權大僧都法印日興上人の開基なり、始め上人は京都法鏡山妙傳寺十二世の住職なりしが、清正公深く上人を歸依し給ひて、累代の冥福を吊ひ現世の武通を禱らんがため、天正十一年十一月攝津國大坂に於て、法性山本妙寺と稱する一寺を建立し給ひ、上人をして開山とせ給ひ、其後同十六年潤五月、清正公肥後半國を賜はり御下向あるにより、上人も亦袂袂して開ありぬ、よつて熊本城三の丸に、三寶院と云へる天台宗の寺跡ありしを、法華の教利をなし、暫くここに住はれしが、慶長九年十月清正公の命せをうけて大坂なる法性山本妙寺を此地に移し、山號を發星山と改らる、これよりこの處にある坂を法華坂(今の新坂の側なり)と云ひ傳はり

因に記す法性山を、發星山、と書改められしは、開山上人、或夜殿前に清水湧出て池

本 妙 寺 由 來 記

となり、祥星池水を照すと夢み給ひしより、斯くは文字を改められしとかや
同十年六月當寺建立のこと、忝くも天聰に達し奉り、後陽成天皇、勅願の繪旨を下し給へり、其文に曰く

令三專佛法紹隆上宜奉祈國家之安泰者依テ 天氣執達如件
慶長十年六月廿四日 頭左中辨

日眞上人御房

同十六年六月廿四日、清正公熊本城におゐて、御逝去遊のされしにより、御法名を、淨池院殿永運日乘大居士と稱ひ奉る、却説清正公世に在せし時、飽田郡井芹村の内中尾山は、清淨無垢の靈地にして、年最と古き寺跡と云ひ、又熊本城に對しては、層級等しく國家鎮護の要地なりとて、公自ら繩墨りをなし給ひ、茂れる荆棘、蔓れる雜草を伐り拂はせ、榜示を建て、余死せば遺骸は必ず此處に葬るへし、と仰せ置れしにより、御遺骸を此山上に收め奉り、令嗣忠廣候、公の靈廟を同地に建立し給ひ、同十九年三の丸（法華坂）なる、本妙寺をこのところに遷し給へり、當時の住職の三世本住院日遙上人なり、

爾來公の威徳と、妙法の功力とにより、法燈の光明赫灼として遠近に輝き、竟に九州法華の總本山たるべき命ありて、其靈狀を賜はるに至れり（繪旨及び證狀は寺寶として今に存せり）慶長十九年靈廟建立より、本年即ち明治廿七年まで、實に貳百八十四年の星霜を経、神威佛徳の熾なるは、類ひ稀なる靈場なりがし

●當寺住職上人乃履歷

本妙寺の開山は、前に記したるが如く、發星院日眞上人なり、上人は清正公に供奉して當國に下り給ひ、慶長五年大坂なる本妙寺を、熊本城の三の丸に移し給ひしが、同十年忝くも朝廷より、勅願寺たるべき旨の繪旨を下し賜はり、又同十壹年には、近衛信尹公の執奏により、紫の法衣を着する事を許可され、權大僧都法印に叙せられしが、上人は翌十二年本寺を、二世日繞上人に譲り給ひ、飽田郡横手村なる、壽福山妙永寺に隱居し給ひ、寛永三年四月廿二日、享年六十九歳を以て、遷化し給へり

二世權大僧都妙雲院日繞上人は、慶長十七年八月十二日、本寺におゐて遷化せらる

三世本住院日遙上人は、四世本住院日選上人（蓮性寺二世の住職）に寺務を譲りて、熊本

蓮性寺に隠居し給ふ、これより俗に蓮性寺をもて、本妙寺の隠居所と唱ふると云ふ、しかして萬治二年二月廿六日、享年七十五歳同寺におゐて遷化し給はり、乍度日蓮上人はもと朝鮮國慶尙道河東の人にして、父を余天甲壽信と云ひ、幼名を余大男と稱へり、豊太閤朝鮮征伐の時、上人年甫めて八歳、父母と共に、曹溪洞普賢庵と云ふ寺に篋れ居られしを、日本兵士のた処に捕ゑらる、この時清正公、上人の容貌怪偉にして、凡人に異なるを見給ひ、懇懇に姓名たよひ其始末を尋ね給ふに、答ふるところ、言葉爽にして能く道理に叶ひ、いと大人様で見えけるにそ、清正公頻りに其才氣を愛たまひ、歸朝の折連還り給ひしが、後終に寂照院日乾上人の徒弟となし、剃髪せしめられしに、果して有徳の高僧とはなり給ひぬ、上人は殊に能筆の譽たかく、當寺本堂、并に方丈の額を書たまひしもの、今に存せりと云ふ

其後世々の住職、みな達識の高僧たちにして、法華の法燈永く万世を照らし、妙法の功カ顯著なる事、實に記すに遑あらず、くだくしければこゝに洩しぬ

●總門より廟門より到るの状況

當山の總門(俗に黒門と云ふ)内、兩側には、名にしおふ吉野初瀬の櫻樹を植ゑ、古樹枝を交けて、春は殊さらば燦爛たる花、馥郁たる薫ひと添へて、所謂天真の美觀たり、斯の清麗なる櫻樹の間に、塔頭の寺院を並へ、二六時中題目鳴鐘の聲絶ゆることなく、參詣人の心耳を澄し、自然信仰の心を起さしむ、此間凡そ三町餘にして方丈の門前に至る、此處に石階あり、これを三段石階と云ふ、(今や八階あり)階上左右に二王の石像を立つ、これより三十間許の本堂の門前にして、中央なるを代香門と云ひ、右を構門左を大門と云ふ、(代香門の東廿間餘にあり)構門は往時世々の國守參詣のをり開門するを例とし、庶人は皆悉く大門より出入するを常例とせり

さてこの處より靈廟に詣る三路の石階あり、中央なる石階は光元として恰も斷岸の如く常人の能く昇降すへからざるをもて、(俗にこれを胸突石階と云ふ)通常參詣は者ハ、皆左右數十級の石階を昇りて、猶は貳百二十五級のいと廣濶なる石階、道程凡そ貳町餘を歩みて、廟門に至る、此間中央二側に、併ひ立たる幾百基の常夜燈は、常闇の夜を照らし、南北左右につらねたる無数の石柵は、參詣の路を指示するもの、如し、此燈此柵は

皆悉く、清正公の靈驗を蒙り、諸願成就如意圓滿の報恩として、遠近人の奉納せるものなり

斯て廟門の前に至れり、南手の方にいと大なる盥水盤のうゑに、青銅をもて鑄造る、高さ丈餘の蓮葉形の噴水器あり、遠く靈廟の後ろ、中尾山の頂に湧る清泉を疏通し、該器中に噴出さしめ、蓮の葉の窪みより滴り落る冷水に、下なる盥水盤に湛へて、余詣人の盥ひ嗽く用水となせり

●清正公乃靈廟

靈廟は中尾山の半服平坦の地にあり、廟門の内いと廣濶にして、正面靈屋の前には宏壯なる拜殿を設け、左右に御供所通夜堂あり、御供所にてり、供物を初め公の靈像および守櫃を頒布す、拜殿はもとより通夜堂には、盛夏の暑き日、嚴冬の寒き夜も猶ほ祈禱の爲に籠る人多く、題目の聲鳴鈺の音は、山上の松風に和し、山彦に響き、諸人の心耳を清しいと貴とし、靈廟に掲けたる淨池院と書せし大額は、朝鮮國松雲禪師の筆にして、靈廟の左右にいつれも殉死の塔婆あり、其左なるは、公の重臣大木土佐守兼能、右の

塔婆に、朝鮮國の人金官と云へるものなり、此金官と云へる者は、清正公の仁徳を慕ひまいらせ、日本歸化の民となり、公に奉仕せまなりしが、公御逝去のあり、嘆しみに堪へず遂に殉死をとげしものにして、實に公の偉徳六合に膺り、能く靈廟をしも化せしむる、仁愛の程こそいと畏けれ

茲に靈廟の側ら、屹立として蒼背に聳へし、いと大なる自然石の碑あるは、清正公肥後の國守とならせ給ひ、四方の田地を檢見し給ふに、兵亂の弊は田圃ともに荒廢し、黎民の嘆き悲しむ聲の哀さを思召やり給ひ、古今未曾有の治水工事を起し給ひて、公自から百工を指揮し給ひしかば、數年を出すして其功を奏し、灌漑よろしきを得るに従ひ、廢れたる田地、荒れたる圃も、青々たる穀禾のみより好く、公の徳澤千載に潤ひ、今に蒼生のますく繁り彌に榮ふるは、ひとへに公の恩澤にして、其工事の巧なるは實に天下の模範とも云ふべく、沿く治水の標準となれる、其功勳を不朽に傳へ九牛の恩に對へ參らせむとて、鹿子木疊中、同苗謙之助の建るところなり

●本堂及方丈

本堂の門は前に述べたる如く、代香門、掃門、および大門の三つあり、門内數十歩にして西に向ひたるひとつの門あり、これを出仕門と云ふ、塔頭末寺の僧侶この門より出入す而して東に向ひ中門を設けり、これより玄關に入りぬること凡そ三十間にして埋門あり本堂の庭に出づ、本堂の四面十三間にして、堂後に廿八間の廻廊あり、此廊を過れば方丈に入る、此處に清正公の靈像を安置せり、(靈屋の尊像は勇壯にして、方丈に安置せるは柔和の像を寫し奉りしものなり、今や靈屋の尊像も方丈に安置し奉りぬと云ふ)因に記す此靈像は、清正公御在世中京都の佛工をして造らし給ひしも、御心に叶はざるがため、慶長十四年當國益城郡坂本村に住ける、佛師播磨と云ふ者を召寄られ、彫刻を命し給ひ、玉眼は朝鮮國より買せ給ひし、水晶の皿を用ゆへさ旨仰せありしも、播磨は水晶を細工すへさ術を知らざれば、只管ら信心を凝らし工夫をなせしに、此皿忽然として二つに破裂したれば、遂に尊像の玉眼に用ゆることを得たりとかや、又御神體は同郡釋迦院の山中にて、靈驗を感じ遂に良材を得て彫刻し奉りしが、種々奇異なる事ども多かりしと云ふ

さて本堂に掲げぬる大額、勅願所禱牌の祈禱の二字、又方丈の額方丈の二字、ともに當寺三世の住職日蓮上人の筆跡にして、今に存せりと云ふ夫れ斯の如き一大壯觀の伽藍なりしも、惜かな明治十年の亂、兵燹に罹り一朝にして烏有に歸せり、今や門末信徒の人々、遠近を勸化し淨財の喜捨を募り、奮の如くいと壯觀の大伽藍を再興せんとし、經營はとく進みぬれば、年ならずして舊觀に復すへし、依て此に其古体の概略を記しぬ

●清正公乃御遺物

當山の寺寶其數多くして枚舉に遑わらず、今清正公の御遺物のみを列へ舉ぐれば

- 一 御鎧兜 二 領 兜二頭は大梨子鳥帽子形、紋の金の龍目、血の痕あり
- 一 御陳羽織 一枚 地は紺色に菊輪違ひ、瓢箪其他種々模様あり
- 一 同御下着 四枚 貳は綿入り、白絹、襟の金襴、唐織紫絹の襪袖、壹は柿色の布登は布の小綿なり
- 一 御鎗 壹本 穂の長さ三尺、銚は下坂の住兼光

一 御太刀 壹腰 無銘
 一 御佩刀 壹腰 正宗作
 一 御懷劍 三本 銘は、吉光、祐定、餘り無銘
 一 七字題目の旗 數流 清正公御自筆の旗あり
 一 御馬驗 壹本 團扇形梨子地、小縁は金物にして九本ばれん、鏡の中に加藤主計頭の五字あり

一 御采配 壹本 金の團扇

一 御鎗片鎌 壹本 濃州賤ヶ嶽御高名の鎗なり

一 御眞跡 數通 朝鮮征伐御出陣の御像其他ども

一 御繪像 數卷 全上御出陣の備付け名録なり

一 御軍備立 壹幅

● 清正公御由縁の墳墓

清正公御母公の御墳墓は、飽田郡横手村宇高麗門妙永寺境内、西の方なる山隅にある五

輪の塔婆にして、御法名を聖林院殿天室日光大姉と申奉り、俗に齒痛の願をかけ奉れば靈驗赫灼なりとて參詣の跡絶へず

清正公御内室の御墳墓は、東京府下池上本門寺境内山上にあり、御法名を相高院殿と號すとかや

清正公御嫡男忠正侯の御墳墓は、八代郡宮地村宗覺寺にあり、御法名を理姓院宗覺日等居士と號し奉る

因に記す忠正侯御幼名熊之助と稱し、後加藤主計頭と申し奉りしが、慶長十二年正月廿七日御年九歳にて、江府御館におゐて御早世なされたり、然るに忠正侯の御凶變あるや、清正公の御愁嘆一方ならざりしに、或夜清正公夢に忠正侯に遇ひ給ひ、御身は何處にあるやと問せ給ひしところ、忠正侯答へ給ひしに、兒は肥後の國にて東より西に流れたる清泉ある處に居れりと、清流の傍らなる山谷を指し、兒常に此處に遊べりと、仰せらると思し給ひて夢覺給ひしにより、清正公肥後國の地圖を案し圖せし給ふに、八代郡宮地村の内谷村の地に違はざらと思しめし給ひ、忠正侯の御遺骸を同地

におさめ給ひて、慶長十三年泉福山本成寺を建立し給ひ、妙音院日領をして開山とせらる、しかして二世日通の時、故ありて同寺を八代町に移せしにより、其趾に理性山宗覺寺を建立し、本妙寺の末寺とはなせしと云ふ

清正公御二男忠廣侯は、承應二年潤六月八日出羽國庄内におゐて逝去し給ひ、同所本乘寺に葬り参らせ、御法名を盛徳院殿最乘日原大居士と申し奉れり。

因に記す忠廣侯の御幼名藤松丸と申し参らせ、忠正侯御早世によつて、應長十六年御年十一歳にて清正公の御遺領を御相続なされ、同十八年二月肥後守に任し忠廣と稱し給しが、故ありて寛永九年六月羽州庄内へ配流、糧料として壹萬石を給ふ旨台命ありたり、御嫡子光正君の父君ととも御咎めにより、飛彈國へ配流せられ給ひしが、途中にねらゐて病死せられしと云ふ

●塔頭寺院及舊趾

當山境内の塔頭寺院および著名の舊趾を覺ぬれば、總門の内南北南側にある寺院は、これを智運院、仙乘院、龍淵院、東光院、正善院、常住院、靜明院、妙心院、大地院、雲

晴院、延壽院、と云ふ十一字なり、(元十二字ありしも故ありて一字の廢せり)是皆慶長年間より寛文の頃になよる開基なり、又本堂門前南の方に釋迦堂あり、丈六の尊像を安置せり、この釋迦堂西手の方にいと大なる二の石碑ありて、船と、帆と、の形に準らへ表面に妙法の七字を彫みたるの、靈廟の側に建たる、清正公御在世中の治蹟を刻みし、一大石碑の表裏を剪り取たる兩片なりと云ふ、此處より西南に向ひて小徑あり、高低屈曲數千歩にして一の常誦堂あり、これを常行院と云ふ(俗に常題目と稱ふ)寛文年中の創設にして、晝夜二十四時間、妙法讀誦の聲、鳴鐘の音絶へもやらず、此小徑の傍らにいと大なる磐石の自然と窪みたる所に、溜水あり、此水は昔より眼病を治す功驗ありとて、これを汲取る人多しとかや

又本堂の後に當り、覺心院と云ふ舊趾あり、建立の年月詳かならず、猶本堂の西の方數十歩にして、五十段餘りの石階を升れば七面堂あり、其傍らに地藏大士を安置せり、往時西國寺の本尊にして稀有の古像なれば、當山寺寶の一とすといふ

さて覺心院より北三町許の處に、當山住職歴代の墳墓あり、是より三町餘にして洞穴よ

も湧出る些か許の清水あると、俗に地蔵の米淇水と云ふなり、なほ奥の方貳町餘にして石の不動および辨才天女の像を安置す、ともに建立の年月を知らず、此間に四無礙谷と云ふ處あり、この傍りに妙樂寺の趾あり、又東北に當りて西福寺の舊跡あり、この處を距ること數百歩にして辨秀上人の右經塔婆あり、是亦建立の年月詳かならず、これより東南數百歩の地に地藏堂ありて、文安元年創立と刻せり、(文安元年は今を距る四百四十九年なり)殊に北方の山中には、椰樹多くして數圍に餘り、はとく幾百載を經しと云ふを知らず、亦千歳の松樹もありとかや
靈廟の後ろ山上に至れば、荒谷越の大道に出づ、此處に小流の清水ありて四時絶へたるとなし、寛永九年徳川氏より上使下向し、當山の境界を定むるがため、五ヶ條の制札を建し、此地なりといふ、此山中には蛇谷、姥の懷、蝙蝠谷、堂床山、小粒山、岩上山等の名所あり、又小粒山の西に當りて、馬の漣、稻荷の窪、など云ふ古跡あり、この山上山下境内數十町のうちに、清正公靈廟御建立ありしより、貳百年間天雷の落じ事なしと云ふ、實にかしこからずや

●當山の末寺

當山由緒の末寺を掲ぐれば

壽福山妙永寺

飽田郡横手村(俗に高麗門と云ふ)にあり、當寺は清正公の御母公、

聖林院殿追福のため、慶長七年の建立にして、開山は目真上人なり

東光山本覺寺

全上妙永寺の境内にあり、清正公の愛妾法名本覺院月心日圓大姉菩提のため、慶長年中に建立せられ開山は日真上人なりといふ

因に記す寺中に如意輪觀音堂あり、日真上人或夜、益城郡木原山の山間ある、古寺

の土中に佛像の埋れるありと夢見給ひて、杖を該地に曳ぎ竟に圓福寺の舊跡を探り

土中より得給ひし觀音の像をもて本尊とせりといふ

妙光山蓮性寺

熊本市蓮性寺町にあり、慶長三年清正公の家臣加藤喜太郎といふ者

菩提のために建立せり、開山は佛乘院日性師なりといふ

常妙山法宣寺

飽田郡川尻町にあり

泉福山本成寺

八代郡八代町にあり

久成山妙法寺 玉名郡高瀬町にあり

因に記す法宣寺、本成寺、妙法寺の三ヶ寺は本妙寺末寺の中にて、末頭と稱へ由緒ある寺院なりかし

安住山長國寺 飽田郡横手村にあり

光徳山妙立寺 全上

正東山瑞光寺 飽田郡横手村にあり

萬福山覺圓寺 全上妙水寺境内にあり

長久山寶成寺 全上妙水寺境内にあり

明龜山本光寺 飽田郡黒髮村字竹邊にあり

久成山長延寺 熊本市外坪井町にあり

法輪山妙教寺 全市出京町にあり

正法山東光寺 全市子飼町にあり

眞行山妙躰寺 蓮性寺の末寺にして、熊本市妙躰寺町にあり

妙喜山法蓮寺 全上にして、熊本市松原町にあり

壽命山本行寺 全上にして、全市木戸組町にあり

弘經山妙乘寺 妙立寺の末寺にして、熊本市慶徳堀町にあり

此の他各郡に當寺の末寺數多あれども省さぬ

●本妙寺參詣の順路及び止宿所

當寺參詣の順路は、熊本市新町より段山町を経て陣の橋に出るものと、全市京町より運清寺坂を降り土橋を渡り前の道路と合し飽田郡花園村大字牧崎に出るを本道とす、又便道は、九州鐵道會社池田停車場より、鐵道線の踏坊を過ぎ、四町許にして津留の橋を渡りこれより稜川の流れに沿ふて、四五町下れば井芹村に出づ、此處に人家を隔て、いと小なる蓮池あり、往時清正公の廟前に供養奉るがため、令嗣忠廣侯の設けられたるものなりとかや、この井芹村より中尾丸の斷岸に沿ひ、屈曲迂廻し升る事數百歩にして、當山總門の前に出づ、詳く前掲し給圖を閲して知りぬかし、さて總門前には、北に下馬札の石、南に殺生禁斷の碑を建つ、其文字は二碑ながら、當時能筆の譽れありし、江

本 妙 寺 由 來 記

村宗圖老の筆跡なりと云ひ傳へら



本妙寺由來記終

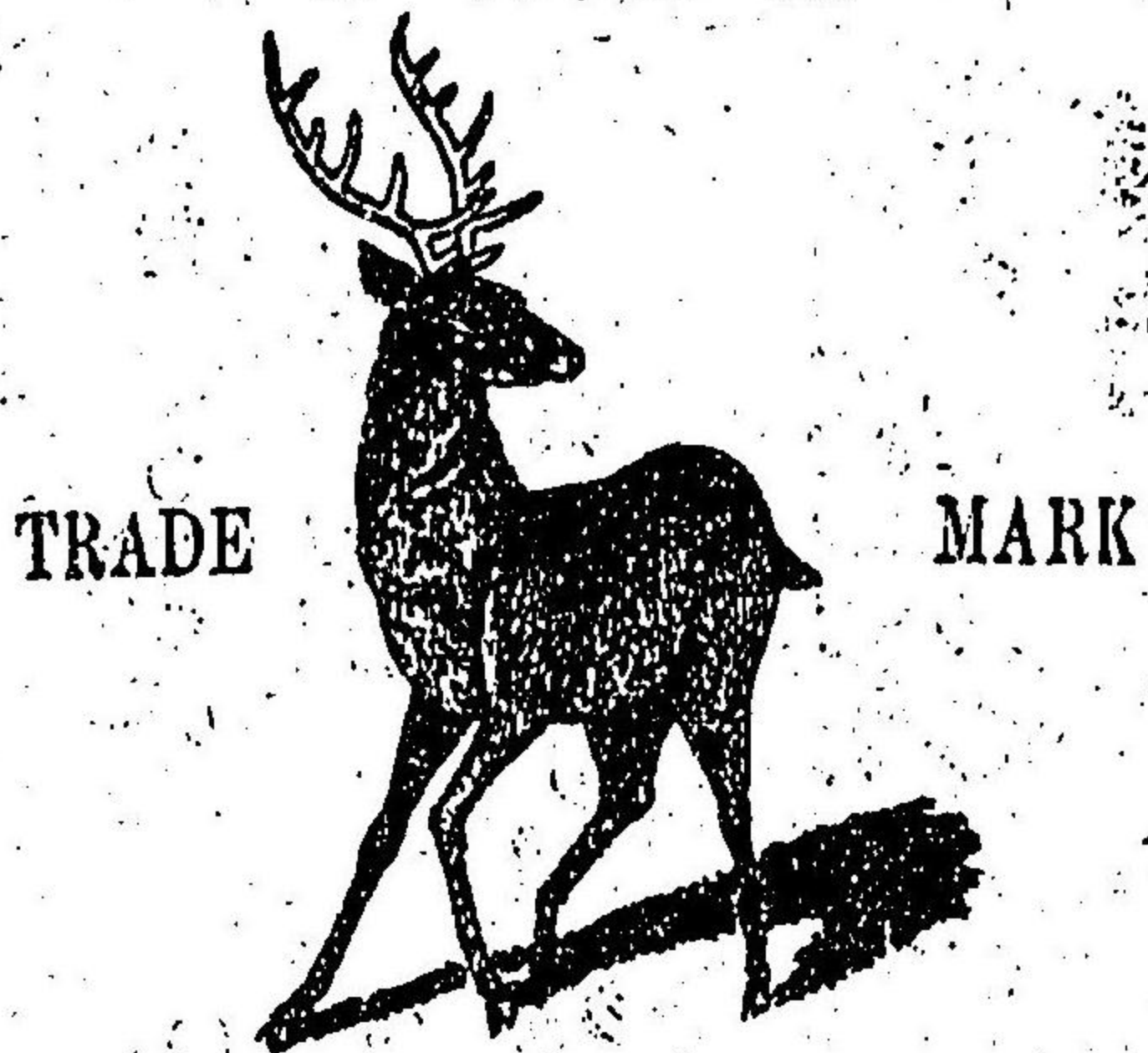
村宗圃老の筆跡なりと云ひ傳へり



本妙寺由來記終

廣 告

登 錄 商 標



和漢洋藥種并
化學職工用品
改良繪具染料類
有効特約大販賣所
賣藥

弊舖從來藥品販賣致し來り候處諸君之御愛顧
ニ預り日ニ増し繁盛ニ相赴き候段感謝ノ至り
ニ奉存候向一層後來ノ信用ヲ厚クセンカ爲品
質純良ヲ撰擇し諸君之高需ニ應じントス何卒
多少ヲ輪セス御用向ノ程奉希上候

熊本市南新坪井町

泉壽堂 吉井商店

延壽湯

定價 貳圓

効能

- 四季引風
- 暑氣
- 逆上
- 腹痛
- 痲疹
- 痲人血の道に効あり
- 疝氣
- 頭眩
- 腰痛
- 産後

製劑本舖

吉井泉壽堂

熊本市南新坪井町

稟告

吉井泉壽堂ハ有効確實ナル賣藥類ハ普ク取次販賣ス幸ニ物品ノ
多少ヲ論セテ御注文アラソフヲ希望ス

明治廿七年四月廿五日印刷
全 年五月五日發行

定價金拾錢

著作兼
發行者

熊本縣士族
小山武敬

印刷者

熊本縣士族
水島忠新
熊本市正妙寺町
十番地

印刷所

熊本市古城堀端町百十四番地
熊本活版舎

賣捌所

熊本市南新坪井町百四十番地
清藤書肆

26-83

